

議案第15号 小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある<u>勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)</u>に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p>	<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある<u>第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日</u>に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p>	改正 追加

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3第1～3項 略

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4第1～3項 略

改正

4 第1項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるの

が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、

は「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

改正

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、

<p>当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該年の前年において<u>地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)</u>の適用を受ける職員、本市以外の地方公共団体の職員(以下この号において「<u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u>」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 <u>地方公営企業労働関係法適用職員等</u>としての在職期間及びその在職期間中ににおける年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p>	<p>当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該年の前年において<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)</u>の適用を受ける職員、本市以外の地方公共団体の職員(以下この号において「<u>地公労法適用職員等</u>」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 <u>地公労法適用職員等</u>としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
---	---	-------------------------------